

最終処分場峠谷地区適正閉鎖検討業務委託  
委託仕様書（案）

第1章 総則

1. 適用

本仕様書は、町田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託した「最終処分場峠谷地区適正閉鎖検討業務委託」（以下、業務という。）について適用する。

2. 目的

本業務は、2021年に関係機関の意見を伺いながら作成した、「峠谷地区ロードマップ（別紙1）」に基づき、地下水調査・シミュレーション等を行い、その結果を基に安全で適正な閉鎖のための対策方法の検討を行うものである。併せて対策工事後の浸出水処理を効率的に行うため、排水浄化センター（浸出水処理施設）のリニューアルも検討する。

3. 履行場所

町田市下小山田町 3267 番地ほか

4. 業務実施期間

契約日から 2023 年 10 月 27 日

5. 担当職員

甲は、担当職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。担当職員を変更した時も同様とする。

また、担当職員は以下の権限を有する。

- (1) この仕様書及び契約約款に関する事項について、乙への承諾及び回答
- (2) この契約の履行に関する乙または乙の業務責任者との協議
- (3) この契約の履行の進捗及び履行内容の確認

6. 業務責任者等

- (1) 乙は、業務責任者を定め通知すること。

- (2) 業務責任者は自らの組織に属し、技術士（衛生工学部門-廃棄物関連）と技術士（総合技術監理部門-建設環境）の資格を有するものとする。

## 7. 再委託

- (1) 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (2) 乙は、甲の承認を得て再委託をするにあたっては、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を甲に提出しなければならない。再委託先に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

## 8. 業務計画

- (1) 乙は、契約後速やかに甲と業務内容や方法等について協議し、業務計画書を作成して甲の承認を得なければならない。
- (2) 業務計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び業務責任者、配置する場合は担当技術者、その他必要事項を記入する。

## 9. 成果品の帰属等

- (1) 業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。
- (2) 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。
- (3) 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

## 10. 委託料の支払い

甲は、業務完了後に乙の請求により委託料を支払う。

### 11. 秘密の保持・情報の管理

乙は、「情報セキュリティの確保・個人情報保護のための特記仕様書【第 3.0 版】」（別紙 2）を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

### 12. 印刷の素材等

乙は「印刷特記仕様書」（別紙 3）を遵守しなければならない。

### 1 3. 環境により良い自動車利用

業務の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の既定に基づき次の事項を厳守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

### 1 4. 定めのない事項

本特記仕様書に明記されていない事項であっても、その性質上、当然に本業務に必要なものは、乙の負担で実施する。また、本特記仕様書に定めのない事項は、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 施設概要

#### (1) 町田市一般廃棄物最終処分場（峠谷地区）

1980年に設置届出を提出した一般廃棄物最終処分場である。2020年に池の辺地区（閉鎖手続済）と峠谷地区に分割した。

- ・届出面積：22,980 m<sup>2</sup>
- ・届出容量：236,822 m<sup>3</sup>
- ・埋立容量：133,812 m<sup>3</sup>\*（2022年1月時点）
- ・埋立開始：1981年（廃棄物の埋め立ては1990年代に休止）

※2022年3月より、残余容量について、覆土として土砂搬入を行っている。2022年12月にかけて88,000 m<sup>3</sup>程度埋め立てる予定。

#### (2) 町田市一般廃棄物最終処分場（池の辺地区） 【参考情報】

1980年に設置届出を提出した一般廃棄物最終処分場である。2020年に峠谷地区と分割し、閉鎖手続を行う。その後、上部を公園と利用するための整備工事を進め、2023年に開園予定である。なお、廃止手続まで最終処分場としての維持管理は継続している。

- ・届出面積：42,288 m<sup>2</sup>
- ・届出容量：402,000 m<sup>3</sup>
- ・埋立容量：393,320 m<sup>3</sup>（埋立終了）

#### (3) 旧埋立地

峠谷地区の隣接にある、構造基準制定前にごみを埋め立てた場所をいう。2013年から2015年にかけて、埋め立てた廃棄物の実態調査を行った。

- ・想定面積：30,000 m<sup>2</sup>
- ・想定容量：300,000 m<sup>3</sup>
- ・埋立期間：1960年代前半から1980年あたりまで

#### (4) 排水浄化センター

旧埋立地や、旧清掃工場からの汚水処理のため建設された施設。その後に整備された町田市一般廃棄物最終処分場や町田リサイクル文化センター等からの汚水処理に流用された。現在は主に町田市一般廃棄物最終処分場の汚水処理を行っている。

- ・ 処理方法：標準活性汚泥法
- ・ 処理能力：600 m<sup>3</sup>/日
- ・ 稼働開始：1978年

## 2. 業務内容

峠谷地区ロードマップ（別紙1）に基づき、峠谷地区と旧埋立地を、適正に閉鎖するための方法を検討する。適正閉鎖にあたっては、設置当時（1979年）の最終処分場構造基準と同等の機能を有し、安全が確認できる形とする。また、対策工事後の浸出水処理を効率的に行うため、排水浄化センター（浸出水処理施設）のリニューアルも検討する。なお、排水浄化センターの建築物は解体前提とする。

これにあたり、以下の業務内容を想定している。

### （1）既存資料の整理

- ・ 峠谷地区、排水浄化センターのしゅん功図書
- ・ 峠谷地区、排水浄化センターの維持管理記録（既存の地下水、地盤調査記録等含む）
- ・ ごみを埋め立てる前からの地形図等

### （2）現地調査

既存資料で足りない部分があれば、追加調査を行い、情報の補填を行う。

想定される追加調査は、以下のとおり。

- ・ ボーリング調査（地下水、地盤）
- ・ 空洞調査（旧埋立地）

### （3）対策工法の検討と、効果の検証

調査結果等をもとに対策工法を複数検討する。また、対策工法の効果の検証を行う。

対策工法の検討、説明資料作成の際に想定している内容は、以下のとおり。

- ・ 地盤常数の決定
- ・ 地下水シミュレーション

### （4）概算工事費・工期の算出

今後事業を進めるうえで必要な費用の算出、スケジュール案の作成を行う。

(5) 学識経験者打合せ

対策工法の検討を進めるにあたっては、不適正処分場対策等に知見のある学識経験者を選定し、助言を受けること。学識経験者との打合せは、3回程度を想定している。

(6) 検討会開催

検討結果について周辺住民説明（検討会）を行う。

検討会は1回程度を想定している。

説明資料は、周辺住民が理解できる形で作成する。

## 第3章 その他

### 1. 業務に必要な情報提供

#### (1) 町田市ホームページ公開情報

甲は、次のとおり当業務に係るデータをホームページで公開している。

##### ①町田市一般廃棄物処分場維持管理状況（2018年以降の調査データあり）

トップページ>暮らし>ごみ・環境>ごみ>施設情報>施設の維持管理情報・取組

##### ②町田市廃棄物最終処分場検討委員会（2006年から2008年頃の調査データ等あり）

トップページ>暮らし>ごみ・環境>ごみ>計画・会議・統計>審議会・協議会>過去の審議会・協議会

##### ③町田市廃棄物最終処分場周辺環境保全協議会（2009年から2014年頃の調査データ等あり）

トップページ>暮らし>ごみ・環境>ごみ>計画・会議・統計>審議会・協議会>過去の審議会・協議会

##### ④熱回収施設等の周辺施設整備基本構想

トップページ>暮らし>ごみ・環境>ごみ>計画・会議・統計>計画>ごみ・資源化施設に関する計画

#### (2) 貸与資料

甲は、下記の資料を、乙の請求により貸与する。

(貸与資料)

- ・1976年度 小山田リサイクル文化センターのための廃棄物最終処分場に関する基本計画書
- ・1977年度 町田市小山田リサイクル文化センターのための第二次環境調査報告書
- ・2013年度 町田市旧埋立地分布調査解析業務委託 報告書（電子データ有）
- ・2014年度 最終処分場適正管理事業概略設計等業務委託 報告書（電子データ有）
- ・2015年度 最終処分場旧埋立地有害性等調査業務委託 報告書（電子データ有）
- ・2016年度 最終処分場池の辺地区上部利用検討業務委託 報告書（電子データ有）
- ・2019年度 最終処分場峠谷地区閉鎖工法等検討業務委託 報告書（電子データ有）
- ・2019年度 最終処分場ほか境界確定測量業務委託 現況平面図（電子データ有）
- ・最終処分場 しゅん功図
- ・排水浄化センター しゅん功図

## 2. 成果品

### (1) 成果品内容

乙は、次の成果品を甲に提出する。

●業務報告書 一式

紙資料（A4 版紙ファイル）1 部、電子データ 1 式

●検討会資料 一式

●その他必要な資料

### (2) ウィルス対策

ウィルス対策におけるウィルスチェックソフトは特に指定はしないが、最新のウィルスも検出できるようにウィルスチェックソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。

提出品のCD（DVD）のラベル表面には、下記6項目を記載すること。

①業務委託件名

②作成年月（完了年月）

③発注者名

④受託者名

⑤何枚目／全体枚数

⑥ウィルスチェックに関する情報

ア ウィルスチェックソフト名

イ ウィルス定義年月日またはパターンファイル名

ウ ウィルスチェックソフトによるチェックを行った年月日

## 町田市一般廃棄物最終処分場(峠谷地区)の

### 埋立処分終了に向けたロードマップ

#### 1. 目的

このロードマップは、町田市が、町田市一般廃棄物最終処分場(峠谷地区)の上部を公園とするために、その前提となる埋立処分終了届提出に向けた事業の考え方を記すものです。

#### 2. 事業担当

この事業を進めるにあたっての担当部署は、町田市環境資源部資源循環課とします。

#### 3. 事業の進め方

町田市は、事業行程(表. 1)に基づいて事業を進めます。これにあたっては、東京都の確認を受けながら進めます。確認の時期は事業行程のとおりとします。

#### 4. 事業期間

事業期間は、7年間で想定しています。

#### 5. その他

町田市は、事業を進めるにあたり疑義等があった場合、東京都に事前相談をして確認を受け、必要に応じ打合せを行います。

#### 6. 事業内容

内容は、以下のとおりです。

##### (1) 事業の目標

町田市が町田市一般廃棄物最終処分場(峠谷地区)の埋立処分終了届を東京都に提出するために行うものです。なお、事業完了後、当最終処分場の上部を公園とします。

##### (2) 課題

峠谷地区は、埋め立てた廃棄物層を管理するための遮水工、えん堤等が確認されていない場所があります。これを公園利用者や周辺住民に対して、より安全な形とします。機能は、設置当時(1979年)の構造基準と同等とします。これらの対策が完了した後、埋立処分終了届を提出します。

また、公園として利用するため、周囲よりも地盤高が低い峠谷地区を嵩上げします。

##### (3) 課題の進め方

###### ① 峠谷地区の範囲変更

峠谷地区を旧埋立地(構造基準制定前に廃棄物が埋められていた土地)も含めた範囲とします。(図. 1 参照)

範囲変更を行うことで、旧埋立地も含めて、安全が確認できる形にします。

なお、範囲変更に伴い、峠谷地区の廃棄物埋立容量が変わるものではありません。

## ②安全が確認できる形にするための対策

### ア. 対策方法の決定と、それに必要な調査

①の範囲を、設置当時(1979 年)の構造基準と同等の機能を有し、安全が確認できる形とします。町田市が対策方法を決定するにあたっては、学識経験者の助言や周辺住民の意見を参考に進めます。これにあたっては、以下の調査結果等、具体的なデータを利用しながら進めます。

- ・地下水調査やその流れについてのシミュレーション(ただし、下記③の盛土後)
- ・地盤調査、空洞調査

### イ. 想定される対策方法

- ・遮水工が確認できない箇所

上部遮水を行い、廃棄物層に雨水を浸透させない等、周辺地下水に影響を及ぼさないようにする対策を検討します。

- ・えん堤が確認できない箇所

敷地境に鉛直壁を設置し、えん堤を補強する等、廃棄物が隣地に流出しないようにする対策を検討します。

- ・上部利用のための安全確認

空洞調査を行い、空洞があれば対策を行う等、陥没事故が起こらないように対策を検討します。その他、上部利用に向け、より安全にするための取り組みを検討します。

## ③公園利用に向けた取り組み

- ・地盤の嵩上げ

現在の届出(埋立完了時の地盤高 120m)どおり、峠谷地区の埋立残余容量分について、土砂を搬入(盛土)します。

## (4)事業の行程

(3)を進めるための行程は、表. 1のとおりです。

図. 1 届出範囲の変更

平面図(現在の届出)



平面図(変更後の届出)



変更後範囲と対策範囲の詳細は、事業を進めるなかで、最適な位置を検討していきます。

表. 1 事業の行程

実施項目	事業期間 (7年間を想定)
地盤の嵩上げ	<p><b>盛土</b></p>
対策方法の決定と、それに必要な調査	<p>盛土の影響を踏まえます</p> <p>地下水調査・シミュレーション等 調査結果等</p> <p>対策方法の検討</p> <p>対策方法の決定</p> <p>学識経験者の助言や周辺住民の意見を参考に進めます</p>
対策の実施と届出	<p>設計</p> <p>設計内容を反映</p> <p>変更届は、旧埋立地での上部利用を終了したのち、提出します</p> <p>★一般廃棄物処理施設変更届</p> <p>審査完了後</p> <p>工事</p> <p>工事完了後</p> <p>埋立処分終了届 ★</p> <p>変更届に添付する生活環境影響調査結果に検討内容を記載します 東京都と内容について、事前調整します</p>
東京都への確認時期 (主要なもの)	<p>★盛土方法の報告</p> <p>★地下水等調査計画の相談・確認</p> <p>★地下水等調査結果の報告</p> <p>★対策方法の相談・確認</p> <p>★変更届内容の相談・確認</p>

(別紙2)

情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書

【第3.0版】

本契約の契約当事者は、町田市個人情報保護条例、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

また、特定個人情報を取扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の該当する箇所も遵守して契約を履行する。

本特記仕様書は、契約書、契約約款、特記仕様書その他の契約書面と一体を成す。

本特記仕様書の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記仕様書の記載内容を優先して適用する。

(秘密の保持)

- 1 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

(第三者への提供の禁止)

- 2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

(指示目的以外の利用の禁止)

- 3 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 4 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、速やかにその旨書面により提出しなければならない。

(再委託の禁止)

- 5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者に委託してはならない。また、甲に承認された後変更が生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

- 6 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の履行に複写または複製が必要な場合は、その旨書面により提出しなければならない。

(情報の管理義務及び返還義務)

- 7 乙は、次の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。

(1) 施設設備の管理体制

乙は、事務室、電子計算機室、データ保管室その他受託した業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

(2) 情報の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報を甲から借用するときは、その旨書面により提出しなければならない。

(3) 情報の返還

乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、その旨書面により提出しなければならない。

(4) 情報の消去等

乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。また、その旨書面により提出しなければならない。

(立ち入り調査)

- 8 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、甲が自ら行うか指定する者に行わせるかにかかわらず、乙及び乙の再委託先に対して立入調査を実施することができる。

(監査への協力)

- 9 乙は、前項の調査のほか、甲が受ける監査に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(保証)

- 10 乙は、本契約の履行内容及び履行方法について、第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく合法的なものであることを保証する。

(成果（物）に関する所有権、知的財産権の帰属)

- 11 本契約の成果（物）に関する帰属、取扱いについては次のとおりとする。ただし、乙が書面により申請し、甲が承認したものについては、この限りではない。

(1) 引き渡しを完了した成果物の所有権、知的財産権その他の一切の権利は、すべて甲に帰属するものとする。

(2) 甲は、成果物（乙が権利を留保したものを含む。）を甲の名において自由に使用し、公表することができる。

(対応マニュアルの作成)

- 1 2 乙は、情報の漏えい・流出及び滅失・き損等の事故が発生した場合の対応マニュアル及び履行体制図を作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報の取扱いに関する教育の履行)

- 1 3 乙は、甲の請求があったときは、情報を取扱う従事者に対する情報セキュリティ教育の実施状況について、書面により提出しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

- 1 4 乙は、甲の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、書面により提出しなければならない。

(守秘義務違反等の場合の措置)

- 1 5 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償等）を行うことができる。

(特定個人情報の項目)

- 1 6 乙は、本契約の履行にあたり、特定個人情報を取扱う場合は、その項目について、書面により甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(作業証跡)

- 1 7 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。

## 印刷特記仕様書

印刷並びに納入に使用する素材等については、以下の仕様を遵守すること。

- 1 冊子形状のものにおける表紙を除き、最新の町田市グリーン購入ガイドラインの印刷用紙に係る判断の基準を満たす用紙が使用されていること。

紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

- 2 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。

- 3 印刷物へリサイクル適性を表示すること。

※表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

※「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用(ア. の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

- 4 オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであつて、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】	—	—	—

	アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙			
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ(オフセットインキ)／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ(油性)	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙クロス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP 貼り)／UV コート、UV ラミネート／箔押し	—	—

	【その他加工】 リサイクル対応型シール (全離解可能粘着紙) ☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応型 を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュラ ーレンズ使用)	—
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル対 応型)	【異物】 石／ガラス／金物(製本 用ホッチキス、針金等除 く)／土砂／木片／プラス チック類／布類／建材 (石こうボード等)／不織 布／粘着テープ(リサイク ル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香 水、口紅等)

注1 ☆印の資材(難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 \* 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。